

臨時教職員の労働条件について申し入れ

日本共産党名古屋市議団（8月28日）

日本共産党名古屋市議団は8月28日、県費負担の教職員の名古屋市への権限移譲にともない、臨時教職員の給与などが愛知県の水準を下回らないよう、労働条件の整備を求める申し入れを、名古屋市に対して行いました。

申し入れには、田口かずと、山口清明、くれまつ順子、さはしあこ、高橋ゆうすけ議員が出席しました。

来年度から小中学校の教員は 名古屋市の職員に

2017年から「政令市権限移譲」、つまりこれまで愛知県の職員であった小中特別支援学校の教職員が名古屋市の教職員になります。給料も県ではなく市から支給されるようになります。

ところが、常勤の臨時教員の中には月額10万円、年間150万円も給料削減をするということが、市総務局から組合に提示されました。このようなことが、行われると、生活が維持できずに、ベテランの臨時教員がやめていくことになり、名古屋市の学校は、産休や育休、病休の代替が確保できずに、子どもたちの教育に空白が生まれ、保護者の不安が高まること避けられませ



ん。先生たちがなかなか休むことができず、学校が内部から壊れていくことも心配されます。

教育に臨時はない

臨時教員でも、担任をもち、子どもたちの教育を担っています。不安定な臨時教員という形であっても、子どもたちにとって、先生にはかわりありません。名古屋の子どもたちに、ゆきとどいた教育がすすめられるように、臨時教員の処遇改善に取り組んでいきます。

2015年8月28日
日本共産党名古屋市会議員団
団長 田口一登

名古屋市長 河村たかし様

県費負担教職員の権限移譲に伴う臨時教職員の労働条件について

2013年11月に全国20政令指定都市と政令指定都市所在15道府県が、県費負担教職員の給与負担等について道府県から指定都市へ移譲することが合意され、2017年度から名古屋市立の小・中・特別支援学校に勤務する県費負担教職員が市費負担教職員と変更になり、新たな給与表の作成などが必要となっています。

昨年5月27日の参議院総務委員会で「指定都市が教職員給与費を負担するために必要な財源につきましては、道府県から指定都市に対して個人住民税所得割2%の税源移譲が行われるとともに、必要な所要額については地方交付税措置が講じられる」「その結果、指定都市の教育水準については低下することはない」という政府参考人の回答があったように、これまでと変わらぬ教育条件整備が求められています。

しかしながら、名古屋市費の臨時教員の給与や休暇など

の労働条件に関しては、県費の場合に比べると低くなっているため、今回の権限移譲に伴い労働条件が切り下げられるのではないかと不安の声があがっており、中には「給与が下がるのであれば県費で任用される他市町村で働く」という話も出ています。教育の質を確保するためにも名古屋市中で働く臨時教員の労働条件の改善を進める必要があります。

よって、下記の申し入れをします。

記

1. 小・中・特別支援学校で働く県費負担教職員の名古屋市への権限移譲に伴い、臨時教員の給与・休暇等の労働条件が県の基準を下回ることのないよう、労働条件の整備を進めること。